

【計画期間：令和4年度～令和8年度】

## 基本計画策定の趣旨

社会情勢の変化や市民意識調査の結果、相談状況を踏まえ、DV防止対策や被害者支援のための取組を一層充実させ、暴力のない社会をめざすもの

## 国・県の動き

### 【DV防止法の制定及び改正】

- 平成13年 法制定  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定
- 平成19年 改正  
・保護命令制度の拡充  
・市町村基本計画の策定を努力義務化  
・配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化
- 平成25年 改正  
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を適用対象
- 令和元年 改正  
相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化

### 【富山県DV対策基本計画の策定】

- 平成18年  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」策定
- 平成21年 第2次計画策定
- 平成28年 第3次計画策定
- 令和3年 第4次計画策定  
・民間シェルターと連携し、被害者の居場所の提供や自立を支援する先進的な取組を試行的に実施  
・SNS等を活用した若年層向けの予防教育や啓発  
・男性や性的少数者からの相談体制の整備  
・配偶者暴力相談支援センター（DV）と児童相談所（児童虐待）との連携強化

## 現状と課題

○配偶者等からのDV被害経験  
28%（高岡市H27）⇒33.1%（高岡市R3）

○交際相手からのDV被害経験  
9%（富山県H26）⇒14.4%（富山県R元）

配偶者・交際相手からのDV被害経験がともに増加

○暴力にあたると思う行為（高岡市）

		(H27)	(R3)
(精神)	行動の制限	42.5%	47.9%
(精神)	長時間の無視	42.4%	47.6%
(経済)	家に生活費を入れない	44.3%	48.3%
(身体)	手でぶつ、足でける	64.6%	67.7%
(身体)	物で殴る、投げつける	61.8%	66.5%

精神的暴力や経済的暴力などもDVにあたるという認識の高まり  
⇒DV被害経験者の増加の要因？

身体的暴力に比べ、精神的暴力や経済的暴力がDVにあたるという認識が低い

○相談の状況

- ・DV相談延べ件数は1,134件（高岡市R2）となっており全相談件数に占める割合は6割を超えている
- ・寄せられる相談内容の複雑化・多様化

DV相談は依然として多い

○相談者の年代（高岡市）

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
H28	16.6%	25.6%	43.9%	6.5%	6.3%	1.1%
R2	11.9%	26.3%	27.3%	18.5%	9.1%	6.9%

70歳代以上の相談者の割合がH28⇒R2で約6倍

幅広い年齢層から相談が寄せられている

○被害にあったときどこにも相談しなかった  
男性72.5% 女性31.1%（全体42.4%）

全体の4割以上がどこにも相談しておらず、男性の方が相談に結び付きにくい傾向がある

○DV防止法の認知度（高岡市R3）

言葉も内容も知っている36.8%  
言葉は知っているが内容はよく知らない45.1%  
言葉も内容も知らない15.2%

言葉も内容も知っている人は4割未満となっている

## 課題

- 相談内容の複雑化・多様化による、支援の多様化・長期化
- 心身の回復を目的とする心のケアの充実
- 多様な被害者に配慮した支援体制の検討
- 幅広い年齢層を対象としたDVに関する理解の促進
- 様々な機会・媒体を通じた男女平等推進センター相談室の周知
- 市関係部署や関係機関、市民や民間支援団体との連携
- DV対策に関わる職員の資質向上

4つの基本目標  
(16の施策目標)

# ＜計画の目標＞ 被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に向けて

## 施策の体系

基本目標	施策目標
I 暴力を生み出さない意識づくりの推進	1 市民への啓発活動の推進★
	2 若い世代への啓発★
II 身近で安心して相談できる体制の充実	3 配偶者暴力相談支援センター機能の充実★
	4 相談体制の充実★
	5 DV対策に関わる職員の資質向上
	6 早期発見のための関係者への周知
	7 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実
	8 緊急時の安全確保★
	9 被害者等に関する情報保護
III 被害者の自立を支援する体制の強化	10 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★
	11 生活再建に向けた支援
	12 子どもに対する支援
	13 心身の健康回復に向けた支援★
IV 暴力を許さない高岡ネットワーク	14 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化
	15 民間支援団体との連携強化、支援★
	16 苦情に対する適切な対応

★は、重点的な取り組み

## 重点的に取り組む内容

- DVに関する正しい理解の促進
  - ・ SNS、情報誌などの媒体を活用した幅広い年齢層への意識啓発の実施
  - ・ DV予防啓発講座の実施
  - ・ 身体的暴力以外の暴力への理解促進に向けた啓発
- 若い世代へのDV予防啓発の推進
  - ・ 中・高校生を対象としたデートDV等予防啓発講座の実施
  - ・ 小・中・高校生への予防啓発リーフレットの配布
  - ・ 若い世代を指導する教育・保育関係者への啓発
- 配偶者暴力相談支援センター機能と相談体制の充実
  - ・ 男性や性的少数者等の多様な被害者に配慮した支援体制を検討
  - ・ 配偶者暴力相談支援センターとして被害者に総合的に支援を行えるよう関係機関との連携を強化
  - ・ 「身近で安心して相談できる機関」として周知を強化
  - ・ DV対策関係課との連携強化
- 緊急時の安全確保
  - ・ 緊急に非難を必要とする被害者等が安全に一時保護されるまでの緊急避難場所の提供
  - ・ 警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関との連携強化
  - ・ 被害者も支援者も安心して相談できる体制整備
- 被害者支援の充実
  - ・ DV対策関係課共通のチェック機能の活用による被害者の負担軽減
  - ・ 医療機関への同行や被害者への個別カウンセリングの実施
  - ・ 心の回復に向けた講座の実施
  - ・ 被害者を支援する民間のグループの活動への支援
- 関係機関、民間支援団体等との連携・協力
  - ・ 民間シェルター等を運営する民間団体との連携の検討
  - ・ 民間支援団体との連携・協力及び活動支援